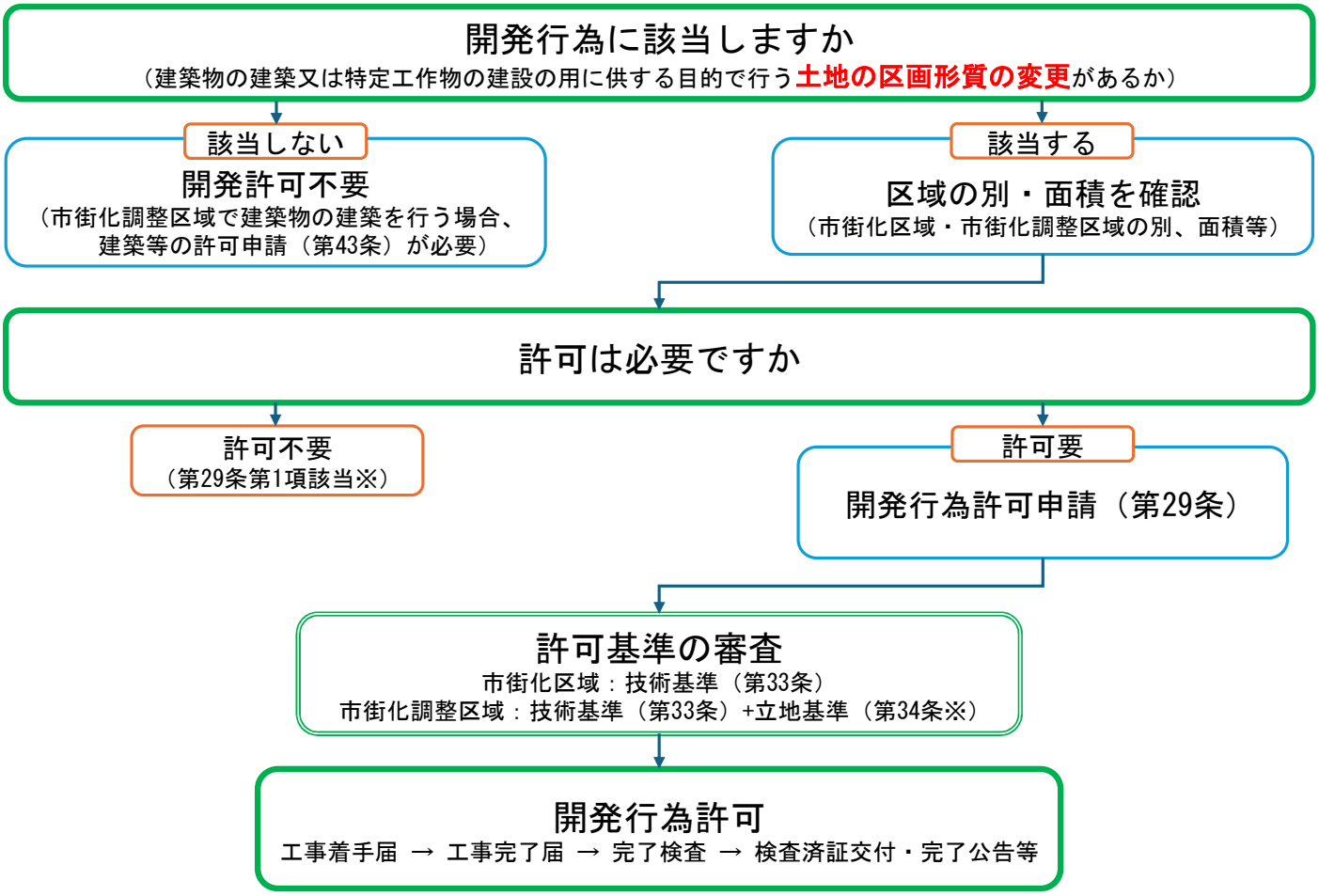
開発行為許可制度の概要

○ 事業区域の面積が500㎡以上のもの又は法第29条の許可を必要とする開発行為は、原則として、袖ケ浦市宅地開発事業指導要綱に基づく事前協議の対象となります。



※参考

【第29条第1項（抜粋）】
第1号　開発区域が500㎡未満（市街化区域）
第2号　農林漁業用建築物（市街化調整区域）
第3号　公益上必要な建築物
第4号　都市計画事業
第5号　土地区画整理事業
第6号　市街地再開発事業
第7号　住宅街区整備事業
第8号　防災街区整備事業
第9号　公有水面埋立事業
第10号　非常災害の応急措置
第11号　通常の管理行為・軽易な行為

【第34条（抜粋）】
第1号　開発区域周辺に居住している者が利用に供する公共公益施設、日常生活に必要な物品の販売、修理等の店舗等（日用品販売店舗、郵便業務施設、社会福祉施設、診療所、学校施設等）
第2号　鉱物資源、観光資源等の有効利用上必要な施設
第3号　特別の自然的条件を必要とする施設（政令未制定のため適用なし）
第4号　法第29条第2号に該当しない農林漁業用施設又は農林水産物の処理等の施設
第5号　特定農山林地域における農林業等活性化基盤施設
第6号　中小企業の共同化・集団化のための施設
第7号　市街化調整区域内の既存工場の関連施設
第8号　危険物（火薬類）の貯蔵または処理に供する施設
第8号の2　災害レッドゾーンに存する建築物を災害レッドゾーン外に移転するもの
第9号　道路管理施設、休憩所（ドライブイン・コンビニエンスストア）、給油所等
第10号　地区計画または集落地区計画の区域内における開発行為
第11号　市街化区域に隣説・近接した一定の集落のうち条例で指定する土地の区域内における開発行為
第12号　市街化を促進するおそれがない等と認められる条例で定める開発行為（分家、既存集落、建替、既造成宅地等）
第13号　既存の権利の届出をした者が5年以内に行う開発行為
第14号　千葉県開発審査会の議を経て許可する開発行為（分家、収用、管理棟、大規模流通業務施設、調剤薬局、社会福祉施設、医療施設等、千葉県開発審査会提案基準のいずれかに該当するもの）